



生物多様性国家戦略2023-2030の中間評価及び 生物多様性条約第7回国別報告書のとりまとめについて

環境省自然環境計画課



第7回国別報告書と国家戦略中間評価の背景

◆生物多様性条約第7回国別報告書

- 締約国は、条約の実施のために取った施策と、それらの施策の有効性について、国別報告書として、およそ4年に一度条約事務局に報告することが求められている（根拠：条約第26条）。
- 今般、第7回国別報告書を2026年2月28日までに提出することが求められている。提出した国別報告書は、COP17（2026年10月開催）で議論に付されるグローバルレビュー（※）の情報源とされる。
※締約国によるGBF実施の進捗状況を把握・分析。必要に応じて締約国における取組の見直しや努力量の向上に活用。これに先立ち、グローバルレポート（締約国からの情報や科学的な文献等をデータ諸元とし、生物多様性の状態やGBFの各ターゲットとゴールの進捗等をまとめる報告書）が作成される予定。
- 第7回国別報告書の様式はCOP16において決定され、昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）を踏まえて設定した国別目標（生物多様性国家戦略に掲げた目標）の進捗状況等を報告する必要。

◆生物多様性国家戦略2023-2030の中間評価

- 生物多様性国家戦略2023-2030において、「本戦略の実施状況の点検・評価に当たっては、国際的な報告・評価プロセスのタイミングを踏まえて、効果的・効率的に実施することとする。具体的には、グローバルレビューに向けて各国に提出が求められる国別報告書を作成するタイミングに合わせ、指標や個別施策の実施状況の周期的な点検や、本戦略の中間評価や最終評価を行う。」こととされている。
- 中間評価に必要な項目は国家戦略の部ごとに下記のとおり。
 - 第1部：5つの基本戦略に掲げている全40の国別目標（※）の進捗状況
※状態目標（るべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）の全40個
 - 第2部：全392の具体的施策の進捗状況

全体方針として、国別報告書と国家戦略の中間評価で重複する作業を一本化（パブコメの一体的な実施等）し、作業全体の効率化を図った

第7回国別報告書と国家戦略中間評価の構成・関係

- 第7回国別報告書の構成・評価項目は、生物多様性条約COP16において決定。
 - 国家戦略中間評価の構成・評価項目は、第7回国別報告書への活用を見据えて、**同報告書様式に一部対応させた（赤枠部分の対応関係）**。
 - 特に、**主な結果にあたる部分（太字部分）について概要を説明**する。

第7回国別報告書

セクション	項目
セクションI 報告書作成プロセスの概要	国名、担当者、連絡先、報告書作成の方法論など
セクションII 新枠組に沿った国家戦略の改訂・更新状況	GBFとの対応、作成におけるステークホルダー関与、法的位置づけ、点検・評価の方法など
セクションIII 国別目標に対する進捗状況の評価	<ol style="list-style-type: none"> ① 実施した主な取組概要 ② 目標達成に向けた進捗のレベル(6段階) ③ 主な成果や進捗状況 ④ 主な課題や今後の方針 ⑤ ヘッドライン指標に係るデータ ⑥ バイナリー指標への回答 ⑦ その他指標(コンポーネント指標、コンプリメンタリー指標、他国別指標)に係るデータ(任意) ⑧ 取組の有効性を示す事例等 ⑨ SDGs等への貢献(任意)
セクションIV 新枠組のグローバルゴールに貢献する国の進捗状況の評価	グローバルゴールに貢献する国内進捗の概要等
セクションV 生物多様性条約および新枠組の国内実施に関する結論	条約および新枠組の実施に関する総合的な評価。

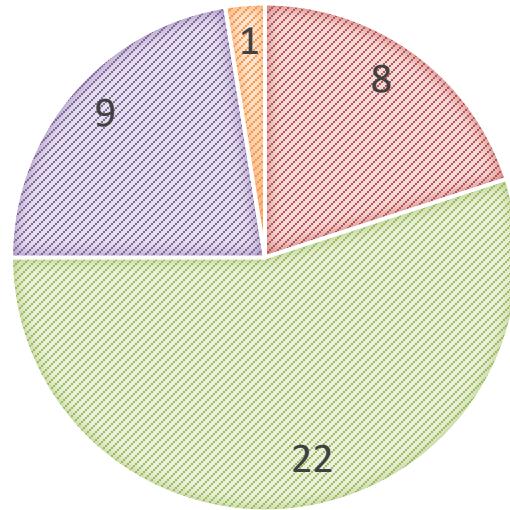
国家戦略中間評価

セクション	項目
第1部 5つの基本戦略と国別目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・基本戦略の評価 ・国別目標の評価 ① 進捗状況の評価(6段階) ② 主な成果や進捗状況 ③ 主な課題や今後の方針 ④ 関連指標
第2部 行動計画の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 具体的施策の進捗状況の総括 ② 具体的施策の点検結果
第3部 全体評価	<p>全体を通した主な成果および遭遇した主な課題や改善事項等について記述</p>

国別目標（全40個）の進捗状況評価

- 全国別目標を見ると、「目標達成に向けて順調」（赤色）となつた国別目標が複数あり、**進展した国別目標（赤色+緑色）が3/4を占める結果**となつた。
- 状態目標・行動目標別に見ると、**行動目標に比べて、状態目標では進展しているものが限られる結果**となつた。
→その理由としては、行動が状態に作用し効果が発現するまでに一定程度の時間を要することや、行動の規模等が状態を進展させるに十分ではないこと等が考えられる。

全国別目標（全40個）の評価結果



達成

目標達成に向けて順調

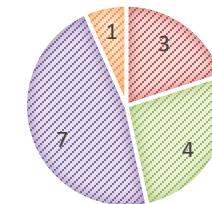
進展したが、その程度は不十分

大きな進展なし

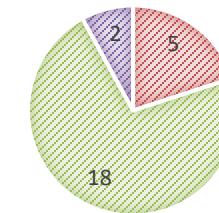
該当なし／適用不可

不明

状態目標（全15個）の評価結果



行動目標（全25個）の評価結果



※基本的に、赤枠で囲った4つの選択肢から回答

国別目標（全40個）の進捗状況評価の一覧

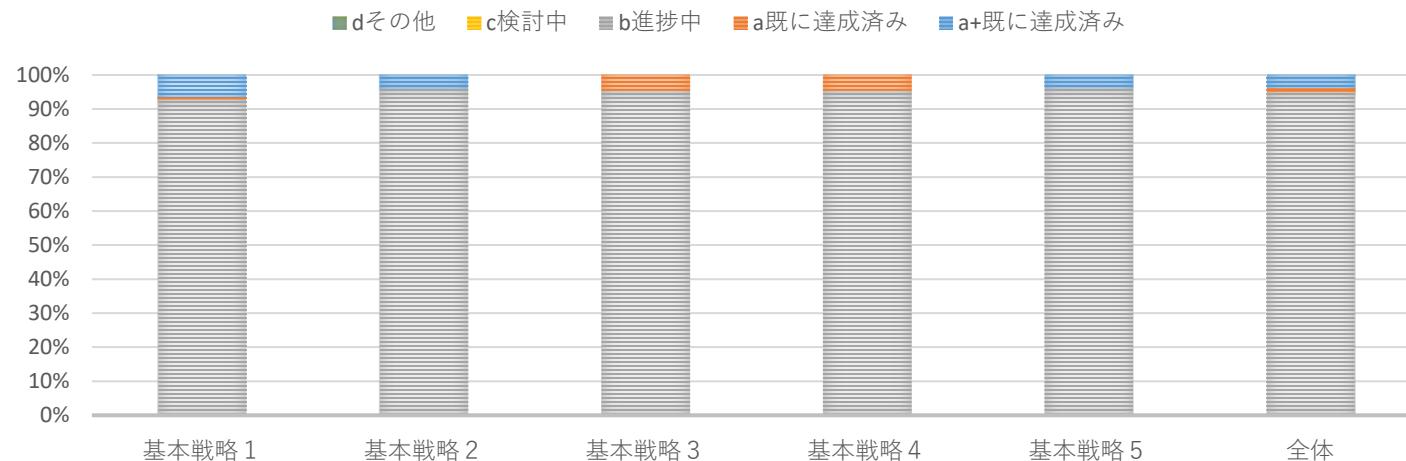
国別目標の評価結果			
達成	国別目標の評価結果	国別目標の評価結果	
目標達成に向け順調	0 行動目標2-1(生態系機能の可視化) 状態目標3-2(負の影響の低減等) 状態目標3-3(持続可能な農林水産業) 行動目標3-1(企業の情報開示) 行動目標3-2(貢献技術・サービス支援) 行動目標3-4(環境保全型農林水産業) 状態目標5-1(情報基盤の整備等) 行動目標5-5(国際協力)	8 状態目標:3 行動目標:5	進展したが、その程度は不十分 行動目標4-3(自主的行動変容促進) 行動目標4-4(消費行動・選択肢提示) 行動目標4-5(地域保全再生活動促進) 状態目標5-2(生物多様性資金の確保) 状態目標5-3(途上国支援能力構築等) 行動目標5-1(学術研究・基礎調査等) 行動目標5-3(地域戦略等策定支援) 行動目標5-4(資源動員の強化)
進展したが、その程度は不十分	22 行動目標1-1(陸と海の30%以上保全) 行動目標1-2(劣化地の30%以上再生) 行動目標1-3(汚染削減・外来種防止) 行動目標1-4(気候変動影響の最小化) 行動目標1-5(希少種保護・状況改善) 行動目標1-6(遺伝的多様性保全) 行動目標2-2(自然活用地域づくり) 行動目標2-3(気候変動関連自然再生) 行動目標2-5(鳥獣との軋轢緩和) 状態目標3-1(ESG投融資の推進等) 行動目標3-3(遺伝資源ABS) 状態目標4-2(消費行動における配慮) 行動目標4-1(環境教育の推進) 行動目標4-2(ふれあい機会の提供等)	大きな進展なし 状態目標1-1(生態系の健全性の回復) 状態目標1-2(種の絶滅リスクの低減) 状態目標2-1(生態系サービスの向上) 状態目標2-2(気候変動対策による生態系影響減) 状態目標2-3(鳥獣被害の緩和) 行動目標2-4(再エネ導入時の配慮) 状態目標4-1(自然重視の価値観形成) 状態目標4-3(保全活動への積極的な参加) 行動目標5-2(データ活用の人材育成)	9 状態目標:7 行動目標:2
		該当なし／適用不可 不明 状態目標1-3(遺伝的多様性の維持)	0 1 状態目標:1 行動目標:0

注) 太字は状態目標を示す。括弧内の国別目標の記載は簡素化したものである。

具体的施策（全392個）の達成状況

- 一定の取組が行われている「b:進捗中」の施策が大多数であり、基本戦略別ではいずれにおいても90%以上を占めた。また、わずかではあるが、既に目標を達成し更なる取組を進めている「a+:既に達成済」の施策もあった。
 - 未着手である等の「d:その他」「c:検討中」の施策はなかった。
- 達成時期を2030年頃に設定している施策も多く、**目標達成に至った施策はまだ限られている**が、国家戦略2023-2030の策定後に新たに開始された施策も少なくないなど、**多くの施策で着実な進捗が認められた**。

具体的施策の達成状況



(凡例)

- ・ a+既に達成済み：施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成した（取組が十分に進捗している場合を含む）が、さらなる状況の改善等や長期的な目標達成に向けて施策を継続する場合
- ・ a 既に達成済み：施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成し、終了した場合
- ・ b 進捗中：一定の取組を行っているが、施策が戦略期間内に掲げる指標の目標値/目標を達成していない場合
- ・ c 検討中：施策に未着手だが今後実施され、かつ当初の想定どおりに達成される見込みの場合
- ・ d その他：施策の進捗が当初の想定よりも大幅に遅れている、施策を中止した等、上記に当てはまらない場合

結論・全体評価

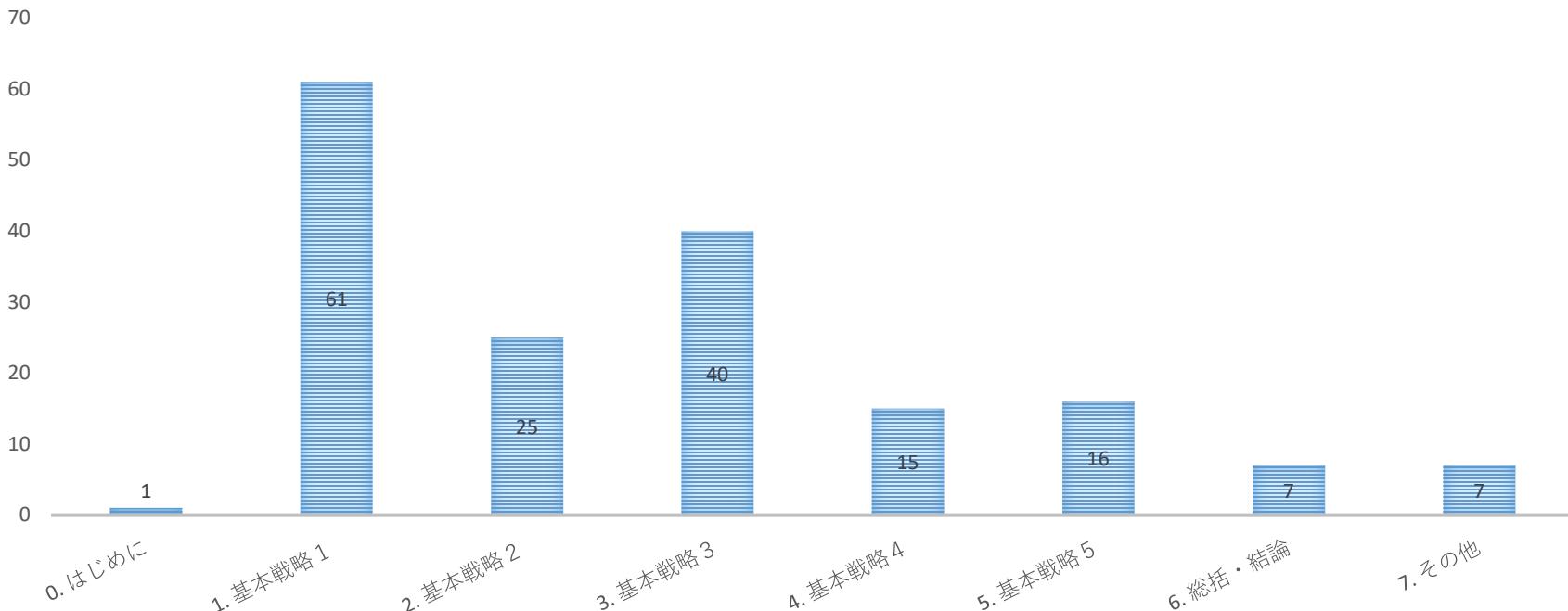
- 昆明・モントリオール生物多様性枠組の採択後、世界の中でも早期に生物多様性国家戦略を策定してから**2年余りで、既に目標を達成した施策をはじめとして多くの施策で着実な進歩**が見られ、**ほとんどの行動目標が進展**した一方、**状態目標では進展のあったものは半数弱**に留まった。
- **我が国の生物多様性の状態は全体として損失し続けており、生態系サービスの状態も回復するまでには至っていない**と考えられる。ただし、前向きな兆しも一部あり、**生物多様性の損失の背景に位置付けられる社会経済状況については、部分的であるが改善**していると考えられる。
- **2030年ネイチャーポジティブの実現に向けては、歩みが歩々しくない国別目標はもとより、達成に向けて順調と考えられる国別目標についても、更なる進展が求められる**。生物多様性の保全と持続可能な利用が一層進められ、それらが社会経済活動の中に組み込まれるよう、**引き続き多角的な取組を実施・加速化**し、生物多様性の損失の直接要因と間接要因の双方に働きかけていくことが必要である。そのためには、**国をはじめ、地方公共団体、事業者、研究・教育機関、民間団体、国民などの各主体が、参加、連携、協力、協働、行動していくことが欠かせない**。

(引用) 生物多様性条約第7回国別報告書・生物多様性国家戦略2023-2030の中間評価より抜粋

パブリックコメントの結果概要

- 実施期間：2025年11月4日～12月3日
意見概要数: 172 件 (総意見数 : 226件)
意見提出者 : 17 団体/名
- 全体的に意見があったが、特に**基本戦略1（生態系の健全性の回復）**や**基本戦略3（ネイチャーポジティブ経済の実現）**に関する意見が多い傾向 (全体の約60%)

項目毎の意見数



COP17の日程等

日程：2026年10月19日(月)～10月30日(金)

場所：アルメニア共和国・エレバン

グローバルレビューについて



- 生物多様性条約（CBD）第17回締約国会議（COP17）の主要議題。
- 2022年に採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」（目標年：2030年）について、世界的な進捗状況を評価するもの。
- 生物多様性条約事務局が作成する「グローバルレポート」等に基づき実施される。なお、「グローバルレポート」は、2026年2月末までに締約国が提出する国別報告書等に基づき作成される。

タイムライン（予定）

- 2026年2月16日～19日 第6回実施補助機関会合（イタリア・ローマ）
- 2026年2月末 国別報告書提出期限
- 2026年7月～8月 第28回科学技術補助機関会合、第7回実施補助機関会合（ケニア・ナイロビ）
- 2026年10月（COP 17）「グローバルレポート」公表、グローバルレビュー実施